

工事請負契約書第 25 条第 6 項（インフレスライド条項）の運用について

工事請負契約書第 25 条第 6 項「請負代金額が著しく不適當となったとき」には、賃金水準の変更が生じていなくても、物価水準（価格水準）の上昇により請負代金額の変動額が受注者負担である残工事費の 1 %を超えた場合、インフレスライドを請求することを排除しない。